

# 会議結果報告書

- 1 定例会
- 2 開会日時 令和7年3月19日（水）午後1時24分
- 3 閉会日時 令和7年3月19日（水）午後2時43分
- 4 出席者 教育長  
教育委員 4人 計5人
- 5 議決等の状況

原案可決	8件	承認	1件
一部修正可決	0件	同意	0件
継続審議	0件	その他	4件
- 6 議事録 別添のとおり

# 教育委員会定例会議事録

- 1 会議年月日 令和7年3月19日(水)
- 2 招集の場所 くすのきプラザ 2F 研修室

- 3 出席者
- |     |    |     |
|-----|----|-----|
| 教育長 | 新田 | 憲章  |
| 委員  | 玉井 | 節夫  |
| 委員  | 神原 | 謙治  |
| 委員  | 松本 | 真奈美 |
| 委員  | 米田 | 珠美  |

計 5人

## 4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 教育長報告

### 【会議等】

- ・3月10日(月)～18日(火) 令和7年第1回府中町議会定例会

### 【学校教育課】

- ・小中学校卒業式

### 【社会教育関係】

- ・3月1日(土)～2日(日) ふちゅうみなみフェスタ
- ・3月11日(火)～16日(日) あきふちゅう文化協会作品展
- ・3月16日(日) あきふちゅう文化協会芸術祭

日程第3 報告第11号 代理行為の承認について「付議事件に関する意見聴取について」

日程第4 令和7年度府中町教育委員会の主要施策の概要について

日程第5 報告第12号 専決処分の報告について「教育委員会の職員の人事に関することについて」

日程第6 第3次府中町教育振興基本計画について

日程第7 第2次府中町スポーツ推進計画について

日程第8 第16号議案 産業医の委嘱について

日程第9 第17号議案 府中町立学校職員衛生管理要綱の一部改正について

日程第10 第18号議案 府中町教育委員会の後援に関する事務取扱要綱の制定について

- 日程第 1 1 第 1 9 号議案 教育長専決事項に関する規程の一部改正について
- 日程第 1 2 第 2 0 号議案 府中町立小中学校職員服務規程及び職員の出勤簿の処理規程の一部を改正する訓令の一部改正について
- 日程第 1 3 第 2 1 号議案 合同訓令の一部改正について
- 日程第 1 4 第 2 2 号議案 合同訓令の一部改正について
- 日程第 1 5 第 2 3 号議案 教育委員会の職員の人事に関することについて

5 職務のため会議に出席した者

教育部長	増田 康洋	教育総務課長	宍田 貴
学校教育課長	藤永 政己	社会教育課長	竹林 邦彦
社会教育課主幹	小路 和司	教育総務課課長補佐兼総務係長	升井 祐佳
教育総務課主査	信岡 久美		

6 議事の内容

(開会 午後 1 時 2 4 分)

教育長

それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、ただいまから、定例、教育委員会会議 2 日目の会議を開催します。本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりでございますが、よろしいですか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、そのようにいたします。それでは日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。府中町教育委員会会議規則第 1 8 条第 3 項の規定により、私と米田委員を指名することとしますが、よろしいですか。

(異議なし)

教育長

では次に参ります。

日程第 2、教育長報告を議題といたします。教育長報告 5 件です。

まず、会議等 1 件です。

3 月 1 0 日月曜日から 1 8 日火曜日の日程で開催されました「令和 7 年第 1 回府中町議会定例会」についてです。

教育委員会関係の議案については、日程第 3 及び第 4 で説明しますので、ここでは、教育委員会関係の一般質問について、教育部長から報告します。

教育部長

議員から提出のありました一般質問通告の写しを、本日お配りしておりますので、ご覧いただければと思います。

今回の定例会ですが、教育委員会関連の一般質問は、3 件ありました。

1 件目、5 - 1 ページと 5 - 2 ページです。川上議員から、「府中町の芸術発展にむけた取り組みについて」として、質問がありました。「芸術」という、非常に概念的な括りでの質問となっています。一般的な分野としては、音楽、文芸、美術、演劇、映画

などが挙げられるところですが、身構えて臨み、非日常を楽しむ「芸術」もあれば、日常に溶け込んでいる「芸術」もあることから、答弁では、その範囲を広く捉えることとしました。教育委員会における「芸術」に係る取組として、公民館の主催事業並びに定期利用団体の状況、図書館の蔵書に係る状況、「あきふちゅう文化協会」などに対する支援の状況、十二神祇などの郷土芸能に対する支援の状況、さらには、小学校の芸術鑑賞事業などに関し、それぞれ答弁しました。最後は、「第4次総合計画改訂版」の「芸術・文化の普及・振興」という単位施策の文言を引き合いに、次期総合計画でもその姿勢は継続したい、としてまとめました。

2件目、6ページです。齋藤議員から、「町内小学校における「置き勉」、携行品に係る配慮について」として、質問がありました。「置き勉」は、行政用語ではありませんが、いろいろな使い方がされているようです。学校が強制的に勉強道具を持って帰らせるときとか、あるいは、児童生徒が家で勉強したくないから持って帰らないときとか、使い方によって意味合いが変わってまいります。議員が言われるところは前者となっています。まずは、平成30年9月に文部科学省から発出されている、「児童生徒の携行品に係る配慮について」の内容を説明しました。教科書やその他教材等のうち、何を児童生徒に持ち帰らせ、何を学校に置くこととするかについては、児童生徒の発達段階や学習上の必要性、また、携行品の重さや量を勘案した通学上の負担に加え、保護者等との連携、地域の実態等を考慮して、適切な配慮を講じること、とする内容です。町の現状としては、各学校、各学年により取決めが異なりますが、実技教科の教科書やリコーダー、習字道具などについては、基本的に学校に置いたままにしておくことについて、答弁をしました。ただし、国語と算数については、音読やドリル学習等の宿題もあるため、すべての学校、学年で持ち帰りを行っていること、そして、持ち帰るものについては、各学校ともに、児童宛ての手紙、保護者宛ての手紙により、周知を図っていることなどに関し、併せて答弁をいたしました。

3件目、7ページです。安部議員から、「学校給食費の無償化について」として、質問がありました。令和5年9月時点で、全国で約3割の自治体が、小中学校の学校給食費を無償としている状況において、町としてどのように考えるか、という内容です。まず町の現状として、保護者から徴収している学校給食費は、1食あたり、小学校280円、中学校310円と定めていること、物価高騰の折、令和4年度、5年度、6年度と、当該金額を超過した価格で食材を調達し、給食を提供していること、超過部分には国の臨時交付金を充て、学校給食費を据え置くことで、安定的な給食提供に努めていること、そして、7年度予算も同様の措置を講じていること、などについて答弁しました。次に、町の考え方としては、現時点において、一般財源により無償化を行う予定はないこと、しかしそれは、必要がないと考えているわけではなく、第一義的には、国において検討されるべきことであろうと考えていること、その具体的取組として、今年度、県市長会・町村会を通じて県要望を行ったこと、に関し答弁をしました。今後は、国の動向を注視していきたいとしてまとめを行っています。以上です。

## 教育長

続いて、学校教育関係1件です。

「小中学校卒業式」についてです。中学校は3月7日金曜日に挙行し、2校で398名が卒業しました。小学校は本日3月19日水曜日に挙行し、5校で578名が卒業しました。委員の皆様にもご出席いただきましたので、後ほど、ご感想などをお聞かせいただければと思います。

続いて、社会教育関係3件です。

1件目は、3月1日土曜日から2日日曜日に開催されました「ふちゅうみなみフェスタ」について、2件目は、3月11日火曜日から16日日曜日に開催されました「あきふちゅう文化協会作品展」について、3件目は、3月16日日曜日に開催されました「あきふちゅう文化協会芸術祭」についてです。詳細については社会教育課長が報告します。

## 社会教育課長

社会教育課長です。

「ふちゅうみなみフェスタ」、「あきふちゅう文化協会作品展」及び「あきふちゅう文化協会芸術祭」の開催について報告いたします。

第32回ふちゅうみなみフェスタ、いわゆる府中南公民館祭りを令和7年3月1日土曜日、2日日曜日に開催しました。1日はホールにおいて、13時から開会式、13時15分から府中緑ヶ丘中学校吹奏楽部による演奏会、その後定期活動グループあじさいの会の読み聞かせ朗読会と府中南小学校読み聞かせ、ほんと？本との会のブラックライトシアターを行いました。2日は10時から15時30分まで定期活動グループ16団体の発表を行いました。その他、両日とも、館内では定期活動グループによる作品展示を、駐車場ではお食事コーナーを含む出店を行いました。1日目の天候は良かったものの2日目は雨が降り足元が悪い状況でしたが、2日間の参加者は昨年度の2,860人を上回る3,590人となり、盛況のうちに無事終えることができました。

続きまして、あきふちゅう文化協会主催、第40回作品展と第42回芸術祭についてです。作品展は、3月11日火曜日11時から16日日曜日16時まで、くすのきプラザ1階ギャラリーで開催し、美術部の写真と油絵、文芸部の俳句の展示を行いました。来場者は556人でした。また、芸術祭は3月16日日曜日13時から、2階、認定こども園つばめホールで開催しました。モダンバレエ、民謡、ハーモニカなど芸能部所属の8団体が日ごろの練習の成果を発表しました。芸術祭の来場者数は274人でした。報告は以上です。

## 教育長

報告は以上です。

それでは「会議等」について、何かご質問等ございますか。

(なし)

## 教育長

「学校教育関係」について、卒業式にご出席いただいたわけですが、ご感想等がありましたら。

## 松本委員

私は、3月7日緑ヶ丘中学校の卒業式と、本日3月19日の府中北小学校の卒業式に参加させていただきました。

まずは、府中緑ヶ丘中学校の卒業式は、号令もなく、生徒が一糸乱れず、起立をしたり礼をしたり、素晴らしい式典ではなかったかなと感動しております。その中で、サプライズ的なことがありまして、保護者に、また先生に向けて、子どもたちから感謝の気持ちを込めて、歌を届けるという素敵なサプライズを見せていただいて、感動しました。また、教室に戻ってもサプライズがあったみたいで、その後もまた、グラウンドに出てもサプライズがあるという、何度も何度も心を揺さぶられるような、すごい素敵な感動的な式典でした。1番お伝えしたかったのが、教室に来れなかった生徒さんたちにもということで、第2部の卒業式にも参加させていただきました。これも本当に心温まる素敵な式を参観できたのがよかったなと思いました。全員が卒業証書を受けられたというのが1番私はうれしかったなと思いました。

今日は北小学校なんですけど、寒い中での卒業式ではあったんですけど、子どもたちがすごい感動的な歌をプレゼントしてくれて、心はとても温かくなりました。本当に素敵な卒業式に参加させていただきました。以上です。

## 玉井委員

僕も緑ヶ丘中学校に行ったんですけども、ピンと引き締まった雰囲気ですごく始まって、最後まで生徒たちは自分たちの卒業式だっていう自覚のもと、素晴らしい式にな

ったなと思っています。まさに校長先生が掲げられている、生徒と先生方で作り上げたワンチームという気持ちが伝わる式でした。やっぱり中学校は生演奏が素晴らしいですね。その中で、答辞が特に心に残りました。今松本さんも言われたんですけど、答辞の中で、式次第にはない「旅立ちの日に」を卒業生が歌うんですけど、すごく僕まで感動するような感じでした。男の子の低音と女の子の高音が合わさって、ここでもワンチームなんだなと聞き惚れたという感じでした。先ほども言われましたけど、サプライズを教室でも運動場でもやるっていったら、それも聞きたいなっていうのを思いました。ただ残念なのが、体育館の構造上なんですよね、在校生が入れないんですよ。ぜひ3年生のあの歌声とか、引き締まった動きを見せてやれたらなというのがちょっと残念でした。

東小学校は今日行かせてもらったんですけど、東小学校も素晴らしい式で、一生懸命頑張ろうとする気持ちが、在校生にも卒業生にも感じることができました。特に歌が素晴らしくて、5年生の子どもたちの歌は、精一杯の声で卒業生を送ろうとする気持ちがよく伝わってきました。そして6年生の歌声は、みんなの声が合わさって、素晴らしい響き合う歌声で感動できました。お互いを思い合うことができた素晴らしい式ではないかなと思って、今年、特別活動を研究されてるんですけど、そういう成果が出た、伝わってくる式でした。以上です。

#### 米田委員

私は、3月7日に府中中学校に行かせていただきました。初めてこういう立場での参加だったんですけども、入場の時に拍手で来賓の入場を、生徒の間を通らせていただいたんですけど、みんな晴れやかな表情で、式が始まっても、さっき玉井委員もおっしゃったように、自分たちの式だっていう自覚がすごくあるような感じを受けました。本当に真面目に真摯に取り組んでいて、壇上に上がって卒業証書をいただいて、帰る時も誇らしそうな顔で降りてくる姿が、一人ひとりたくさんの方を府中中で学ばれて、学び舎を後にされるんだなと思って、知っている子がいるっていうわけではないんですけど、涙が出そうになりました。私は式が終わって校長室に戻って、体育館の後ろ、2階の方の席で卒業式を受けた生徒さんたちの卒業証書の授与があるということで、神原委員と教育長と立ち合わせていただいて、保護者さんがきっと苦労されたと思うんですけど、その日を迎えられる安心された顔と、頑張った子どもたちの顔が見られて、すごいよかったなと思いました。午後は、登校できていない子の卒業式があると伺っていたんですけど、そういういろんな形で卒業の場を準備してくださるっていうのがありがたいなと思いました。

3月19日、本日、南小の方に卒業式に行かせていただきました。とても入学した当初からやんちゃな学年なんですけど、本当にあの子どもたちなのかなというくらいきちんとしたスタイルで、歩く姿も、手と足が一緒に出ているような子もいたんですけど、すごく真面目に取り組んでいて、校長先生が途中声が詰まってしまわれて、たぶんいろんな思いがと思うんですけど、それに子どもたちもつられて涙ぐむような形で、答辞を代表が読むのではなくて、保護者席の方を向いて、全員が歌なんですけど、歌詞は自分たちが考えた替え歌みたいになっている歌を歌って、さらに児童一人ひとりがセリフをもらって、言葉を述べているという形がありまして、保護者さんもいろんなことを思い出されて、涙ぐんでおられたんですけど、本当にあんなに手がかかった子どもたちがこんなに立派に巣立っていくんだなと思って、南交流センターの児童センターのセンター長さんも来られていたんですけど、その立派な姿に涙が出そうになったとおっしゃってましたが、本当に正々堂々いろんな経験を積んで中学に羽ばたいていけるっていう自信を持った顔がとても印象的でした。

#### 神原委員

私は、3月7日府中中学校の卒業式と、本日3月19日中央小学校の卒業式に行つてまいりました。

府中中の卒業式に関しては、米田委員がほとんどおっしゃっていただいたので、式の後、私はホームルームに今まで行ったことがなかったので、最後のホームルームを見学させていただこうと思って、各クラスを回らせていただいたら、各クラスごとに生徒が先生に対しての、例えば映像を作ってたとか、歌を歌ってたとか、サプライズがあって、それを見るだけでどのクラスでも涙を流しながら、やっぱり先生が1年間苦勞して頑張ってきた成果が報われたんだなというその穏やかな表情を見て、こっちまで胸が熱くなりました。

今日19日、中央小学校の卒業式は、生徒たちがこの日のためにしっかり練習してきたんだなというのがわかるくらい機敏な動きで、入場から退場までしっかりとした動きというのが拝見できました。先生方もすごく配慮されてるんだなというのが、生徒が名前を呼ばれて壇上に上がると、1度保護者側の方に顔を向けてですね、保護者に顔が見えるようにと、後は壇上を降りて回る時も1度保護者の方まで1回近くまで行って回ってあいさつしてまた席まで戻るといふ、先生方の配慮というのが、少しでも保護者の方に顔を見てもらえるようにという努力っていうのもすごく感動しました。

1点気になったのが、数名の生徒さんたちが茶色いエクステというんですかね、髪の毛を付けたり、派手な服装だったり、化粧をされてたりという生徒が数名いたってところが、今後他の子、次の在校生もいたので、何か影響がないようにできたらなっていうのが少し懸念としてありました。以上です。

#### 教育長

ありがとうございました。「社会教育関係」について、何かご質問等ございますか。

#### 玉井委員

ふちゅうみなみフェスタに行かせてもらったんですよ。妻と。午前中は行けなかったんですけど、午後から行ったんですけど、オカリナがあり、コーラスがあり、詩吟があり、手品もあるし、カラオケもあるし、ほんとにいろんなメニューがあって、いろんな活動をされてるんだなと感じました。皆さん楽しんでやっておられるなというのがあって、席も結構いっぱい、結構見られてるなというのを思ったんですけど、年配の方が多かったなと思って、年配の人しか来られんかなと思ったら、だんだん若い世代の方が入って来られて、最後に子どもジャズダンスっていうのがあると、保護者の人もいっぱいになるんですね、後ろも立ち見席とか、やっぱり子どもの力って大きいんだなと思って。やっぱりこういう活動があると、皆さんいろんな発表をされるから、大事なイベントなんだなとすごく感じました。行かせてもらってよかったなと思います。

#### 教育長

ありがとうございます。では次に参ります。日程第3、報告第11号「代理行為の承認について「付議事件に関する意見聴取について」」を議題といたします。

説明をお願いします。

#### 教育部長

教育部長です。報告第11号、令和7年3月19日、「代理行為の承認について」、付議事件に関する意見聴取について、教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により次のとおり代理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求めます。詳細な説明は、教育総務課長が行います。

#### 教育総務課長

教育総務課長です。報告第11号について、説明します。

別紙をご覧ください。

令和7年第1回府中町議会定例会に提出予定の議案のうち、教育委員会関係分について、令和7年2月27日付けで府中町長から意見聴取の協議がありましたが、教育委員

会会議を開催するいとまがなかったため、「教育長に対する事務委任規則」第3条第1項の規定により同意する旨代理し、令和7年2月28日付けで回答しましたので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めるものです。それでは、議案の内容について、資料の順にご説明します。

まず、付議事件1、第1号議案「令和6年度府中町一般会計補正予算（第8号）」です。議案資料の4ページをご覧ください。第2表、繰越明許費補正、追加です。表の1番下、款、教育費、項、社会教育費、下岡田官衙遺跡保存・整備事業は、2,846万5千円の繰越です。令和6年度予算の不用額で、令和7年度に予定していた補助事業を前倒して執行することとなり、年度内に事業の完了が見込めないことから、繰越を行うものです。議員からは特段の質問はありませんでした。

続いて、付議事件2、第3号議案「令和7年度府中町一般会計予算」です。こちらは町全体の予算となり、教育委員会関連の予算も含まれてはいますが、あまりに大きな括りで分かり難いので、具体的な予算については日程第4で説明することとします。

続いて、付議事件3、第9号議案「府中町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」です。議案資料の7ページ、第9号議案参考資料をご覧ください。

1、改正の趣旨です。「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律」の施行に伴い、条例の一部を改正するものです。

2、改正事項の概要です。（1）時間外勤務免除の対象となる職員の範囲の拡大です。時間外勤務の免除の対象となる職員の範囲を、現行の「3歳に満たない子を養育する職員」から「小学校就学前の子を養育する職員」へ拡大します。（2）仕事と介護の両立支援のための環境整備です。家族の介護に直面した職員に対する「介護両立支援制度」の周知や意向確認等の措置を講じ、職員が仕事と介護の両立をしやすい環境を整えるものです。

3、施行期日等です。（1）施行期日は令和7年4月1日。ただし、（2）に記載のとおり経過措置が設けられています。議員からは特段の質問はありませんでした。

続いて、付議事件4、第10号議案「府中町職員の給与に関する条例の一部改正について」です。議案資料の29ページ、第10号議案参考資料をご覧ください。

1、改正の趣旨です。令和6年8月の人事院勧告に準じ、給料表及び手当の支給割合等を改定するため、条例の一部を改正するものです。

2、改正事項の概要です。（1）扶養手当の改定です。配偶者及び子に係る扶養手当の額を下表のとおり段階的に改定します。配偶者に係る手当は、現行「月額6,500円」を令和8年度以降は「廃止」とし、子に係る手当は、現行「月額10,000円」を令和8年度以降は「月額13,000円」に引き上げます。ただし、受給者への影響をできるだけ少なくする観点から、令和7年度においては、配偶者に係る手当は「月額3,000円」、子に係る手当は「月額11,500円」とする経過措置を設けます。

（2）地域手当の改定です。地域手当の支給割合を、下表のとおり段階的に改定します。現行の支給割合「6/100」を、令和8年度以降は「4/100」に引き下げます。ただし、職員の生活への影響等を考慮し、令和7年度においては、「5/100」とする経過措置を設けます。（3）管理職員特別勤務手当の改定です。管理職員特別勤務手当の支給の対象となる時間の範囲を、現行「午前0時から午前5時まで」を「午後10時から午前5時まで」に拡大します。（4）給料表の改定です。行政職給料表の3級以上及び消防職給料表の4級以上の初号付近の給料月額引上げに合わせて、号給を切り替えるものです。若手、中堅職員について、成績優秀者の早期昇格時の給与を改善するもので、給料月額の最低水準を引き上げます。

3、施行期日は令和7年4月1日です。議員からは、地域手当の支給割合が広島市と府中町で差があること等について質問がありました。

続いて、付議事件5、第11号議案「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」です。議案資料の8ページ、第11号議案参考資料をお願いします。

1、改正の趣旨です。刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例を整理するものです。

2、改正事項の概要です。刑法の一部改正により、刑の種類から「懲役」及び「禁錮」が削除され、「拘禁刑」が創設されたことに伴い、以下の5つの条例の規定中「懲役」及び「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものです。

3、施行期日は、令和7年6月1日。ただし、4に記載のとおり経過措置が設けられています。議員からは特段の質問はありませんでした。

なお、いずれの議案も原案どおり可決されました。説明は以上です。

#### 教育長

何かご質問等ございますか。

(なし)

#### 教育長

ないようでございます。よって日程第3、報告第11号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

#### 教育長

ご異議ないようでございますので、そのように決めます。

#### 教育長

では次に参ります。日程第4、「令和7年度府中町教育委員会の主要施策の概要について」を議題といたします。説明をお願いします。

#### 教育部長

それでは、「令和7年度府中町教育委員会の主要施策の概要」について、ご説明します。

令和7年度予算につきましては、12月の会議で、町への予算要求状況についてご説明しました。1月の会議では、意見に関し議決いただくとともに、その内容について、町長へ直接具申いただいたところです。その後、議会では「予算特別委員会」を設置し、審議が付託されました。「予算特別委員会」で審議の後、原案可決、その後本会議でも、日程3でご説明したとおり、議決いただきました。

それでは、お手元の資料をご覧ください。「第2次府中町教育振興基本計画に沿った教育施策の展開」として、「事業名」「予算額」「事業の説明」を記載しています。ここへ掲載した事業は、議会の「予算特別委員会」へ提出し、説明を行った「主要事業」と同じ内容となっています。詳しくは後ほどお読みいただくとして、今までの流れを含め、簡単にご説明します。

「学校運営改善推進事業」です。玉井委員に意見具申いただいた事業となりますが、スクールカウンセラーについては、週1日分の増額をお認めいただき、また、非常勤講師の週60時間分の増額については、ここには掲載がありませんが、「青少年教育相談員」を1人分増額することでお認めいただきました。玉井委員、ありがとうございました。

「被爆80年事業〔学校教育課〕」は、12月の時点では要求していなかった事業となります。平和関連の事業は学校教育、社会教育ともに例年行っているところですが、町長査定段階で町長から、特に被爆80年と銘打って事業を展開したい、との考えが示されましたので、町部局含め、教育委員会でも事業を行うこととしました。当事業は、小中学校関連の事業となります。

「学校施設改修等事業（小学校）」は、事業名が変更となっておりますが、要求どおりとなっております。

「公共施設維持保全事業（小学校改修）」は、要求どおりとなっております。

「小学校給食食材調達事業」「中学校給食食材調達事業」は、松本委員に意見具申いただいた関連事業です。12月時点では、「学校給食費負担軽減事業」として要求していましたが、1月時点では、学校給食費超過部分に、国の臨時交付金を充てることが可能となったため、主要事業から削除した関連の事業となります。臨時交付金を充当した事業については主要事業に掲載する、という町の方針から掲載することとなったものです。松本委員、ありがとうございました。

「学校施設改修等事業（中学校）」は、事業名が変更となっておりますが、要求どおりとなっております。「放課後児童クラブ運営事業」「会計年度任用職員報酬等事業（放課後児童クラブ運営事業）」は、要求どおりとなっております。

「下岡田官衙遺跡保存・整備事業」「会計年度任用職員報酬等事業（下岡田官衙遺跡保存・整備事業）」は、神原委員に意見具申いただいた事業です。基本的には要求どおりですが、一部増額となっております。新たな会計年度任用職員として、「学芸員」を任用する予算となりました。職員の職種の 신설であるため、予算とは別に教育委員会から人事当局に要望し、協議を行っていましたが、お認めいただいたところです。神原委員、ありがとうございました。

「被爆80年事業〔社会教育課〕」は、先ほどの学校教育課分でご説明した事業の、社会教育分野のものとなります。

「府中公民館活動事業」は、要求どおりとなっております。

「府中南公民館活動事業」も要求どおりでしたが、府中公民館は70周年記念事業と特筆すべき内容があるものの、府中南公民館は経常的事業であるとの判断で、主要事業には計上されませんでした。

「府中南公民館改築事業」は、米田委員に意見具申いただいた事業となります。先月の教育委員会会議において、「全員協議会」のご説明をしたところですが、要求どおりお認めいただきました。米田委員、ありがとうございました。

「低炭素型社会づくり推進事業（くすのきプラザ）」は、「くすのきプラザ改修等事業」として要求していましたが、照明のLED化のみを当該事業名として掲載するとともに、空調設備改修工事の設計業務については、経常的事業の範疇として、主要事業には計上されませんでした。

要求時に計上していましたが「グローバル教育事業」「図書館活動事業」は経常的事業であるため、「教育振興用備品（学習系端末）」は債務負担行為であるため、それぞれ主要事業には計上されませんでした。

「予算特別委員会」からは、「放課後児童クラブ運営事業」と「府中南公民館改築事業」に対し、意見が付されています。「放課後児童クラブ運営事業」については、必要とする子どもたちが利用できるとともに、快適に過ごせる環境整備に向けて、民間活用などを含めた様々な手法を検討しつつ、引き続き取り組んでほしい。」「府中南公民館改築事業は、町民関心度が高い事業である。今後進める設計においては、財政的な負担に考慮しつつも、生涯学習の拠点として、活動しやすく質の高い施設となるよう整備を進めてほしい。」

あと、A3版2枚で、「令和7年度教育委員会予算」という資料をお配りしています。令和7年度の教育委員会関連の全予算に関し、事業費、財源内訳、前年度比較をお示しした一覧となっております。説明は以上です。

教育長

何かご質問等ございますか。

(なし)

教育長

ないようでございます。よって日程第4を終わります。

#### 教育長

では次に参ります。日程第5、報告第12号「専決処分の報告について「教育委員会の職員の人事に関する事について」」を議題といたしますが、その前にお諮りします。日程第5については、職員の人事に関する案件であるため、非公開が適当と考えます。非公開とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

#### 教育長

ご異議ないようでございますので、日程第5については非公開とします。なお、資料は後ほど回収させていただきます。では、関係者以外の退席を求めます。

(関係者以外退席)

(非公開)

(退席者着席)

#### 教育長

では次に参ります。教育委員会では、来年度、2つの計画を策定する予定となっております。その概要について、日程第6及び日程第7で説明いたします。日程第6、「第3次府中町教育振興基本計画について」を議題といたします。説明をお願いします。

#### 教育総務課長

教育総務課長です。

「第3次府中町教育振興基本計画」の策定について、説明します。

資料をご覧ください。

1、計画策定の趣旨です。地方公共団体は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、国の「教育振興基本計画」を参酌し、その地域の実情に応じ、教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないとされています。教育委員会では、令和2年度を始期とした「第2次府中町教育振興基本計画」を策定し、教育の振興を図っているところですが、令和7年度に終期を迎えるため、次期計画となる「第3次府中町教育振興基本計画」を策定するものです。

2、計画の位置付けです。本計画の策定にあたっては、町における最上位計画であり、現在策定中の「府中町第5次総合計画」、計画期間、令和8年度から令和17年度、との整合を図るとともに、令和5年6月に閣議決定した国の「第4期教育振興基本計画」、計画期間、令和5年度から令和9年度、を参酌するものとします。また、本計画は、町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を町長が定める、「第3次府中町教育大綱」、現在策定中で、対象期間、令和8年度から令和12年度、を反映した計画とします。資料に、それぞれの計画の位置付けを図示しています。

3、計画の策定手法です。本計画策定に係る作業工程と「府中町第5次総合計画」策定に係る作業工程の時期が同じであること、また、教育施策の推進は町全体の施策と連携を図りながら展開していく必要があることなどの理由から、「府中町第5次総合計画」の教育に関連する分野を、町の「第3次府中町教育振興基本計画」と位置付けることとします。

4、計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

5、計画策定のスケジュールです。「府中町第5次総合計画」の策定スケジュールに基づきますが、基本的には次の図のとおり、適時、教育委員会会議で説明し、審議いただきながら12月議会前の総務文教委員会での説明、パブリックコメントを経て、3月の教育委員会会議で決定、といったスケジュールを予定しています。説明は以上です。

教育長

何かご質問等ございますか。

(なし)

教育長

ないようでございます。よって日程第6を終わります。

教育長

では次に参ります。日程第7、「第2次府中町スポーツ推進計画について」を議題といたします。説明をお願いします。

社会教育課長

社会教育課長です。

日程第7「第2次府中町スポーツ推進計画」の策定について、説明します。

資料をご覧ください。

1、計画策定の趣旨です。市町村の教育委員会は、スポーツ基本法第10条の規定に基づき、国の「スポーツ基本計画」を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めるものとされています。教育委員会では、令和3年度を始期とした「府中町スポーツ推進計画」を策定し、スポーツを「する」「みる」「ささえる」ことを楽しむ取組を進めているところですが、令和7年度に終期を迎えるため、次期計画となる「第2次府中町スポーツ推進計画」を策定するものです。

2、計画の位置付けです。本計画の策定にあたっては、町における最上位計画であり、現在策定中の「府中町第5次総合計画」、計画期間は令和8年度から令和17年度、との整合を図るとともに、令和4年3月に国が策定した「第3期スポーツ基本計画」、計画期間、令和4年度から令和8年度、を参酌するものとします。また、「第3期広島県スポーツ推進計画」、計画期間は令和6年度から令和10年度、を踏まえるとともに、「府中町第5次総合計画」の教育関連分野である「第3次府中町教育振興基本計画」を反映した計画とします。資料に、それぞれの計画の位置づけを図示しています。

3、計画期間です。令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

4、計画策定のスケジュールです。基本的には次の図のとおり、適時、教育委員会会議で説明し、審議いただきながら、12月議会前の総務文教委員会での説明、パブリックコメントを経て、3月の教育委員会会議で決定、といったスケジュールを予定しています。説明は以上です。

教育長

何かご質問等ございますか。

(なし)

教育長

委員さんは代わっているのですが、スポーツ推進計画とか全部委員さんに説明してあるんですか。

社会教育課長

説明していません。

教育長

新しい計画を立てることになるので、今日お帰りになる前にお渡しすることはできませんか。

社会教育課長

内示の時に会いする場があるので。

教育長

ではその時にお願いします。新しく第2次を作るので、その前の分をまだ説明してなかったんじゃないかと思います。教育振興計画については説明はしてあるんですか。

教育総務課長

まだしていないと思います。

教育長

それもどこかでお願いします。それでは日程第7を終わります。

教育長

では次に参ります。日程第8、第16号議案「産業医の委嘱について」を議題といたします。説明をお願いします。

教育部長

教育部長です。第16号議案、令和7年3月19日、「産業医の委嘱について」、産業医の委嘱について、教育委員会の審議に付する。詳細な説明は、学校教育課長が行います。

学校教育課長

学校教育課長です。

第16号議案「産業医の委嘱について」説明します。

産業医は、労働安全衛生法に基づき、学校において常時勤務する職員数が50人以上の場合、配置することとなっています。現在、町内の小・中学校では、府中小学校、府中南小学校、府中中央小学校、府中中学校、府中緑ヶ丘中学校の5校がこれに該当することから、産業医を委嘱するものです。産業医の職務内容としては、原則、月1回学校衛生委員会へ出席していただくほか、職場巡視、教職員に対する衛生教育、健康相談、保健指導等を行います。一般社団法人安芸地区医師会へ依頼したところ、昨年度と同様の、3名の医師の推薦・承諾をいただきました。前野努医師は、前野医院の院長で、府中小学校の産業医となります。秋山陽子医師は、株式会社SUNNY産業医事務所に所属で、府中南小学校と府中中央小学校を兼任します。佐久間和代医師は、西村内科医院にお勤めで、府中中学校と府中緑ヶ丘中学校を兼任します。任期は、いずれも令和7年4月1日から令和8年3月31日までです。説明は以上です。

教育長

何かご質問等ございますか。

(なし)

教育長

ないようでございます。よって日程第8、第16号議案について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、そのように決めます。

教育長

では次に参ります。日程第9、第17号議案「府中町立学校職員衛生管理要綱の一部改正について」を議題といたします。説明をお願いします。

教育部長

教育部長です。第17号議案、令和7年3月19日、「府中町立学校職員衛生管理要綱の一部改正について」、府中町立学校職員衛生管理要綱の一部を改正する訓令を次のように定めることについて、教育委員会の審議に付する。詳細な説明は、学校教育課長が行います。

学校教育課長

学校教育課長です。

第17号議案について説明します。

本要綱は、労働安全衛生法に基づき、学校に勤務する職員の安全衛生について定めている規程です。この度、厚生労働省において、新たな化学物質規制の導入のため労働安全衛生規則等の一部が改正され、令和6年4月1日から全面的に施行されています。これに伴い、広島県教育委員会は、令和7年1月28日付で「労働安全衛生法の新たな化学物質規制にかかる広島県立学校職員衛生管理要綱等の一部改正について」の通知を発出しました。この通知は、県要綱の改正を参考に、県内市町立学校において、当該規制に係る対応を求めているものです。これを受けて、本要綱について、字句等所要の改正と併せ、一部改正を行うものです。なお、この訓令は令和7年4月1日から施行します。説明は以上です。

教育長

何かご質問等ございますか。

(なし)

教育長

ないようでございます。よって日程第9、第17号議案について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、そのように決めます。

教育長

では次に参ります。日程第10、第18号議案「府中町教育委員会の後援に関する事務取扱要綱の制定について」を議題といたします。説明をお願いします。

教育部長

教育部長です。第18号議案、令和7年3月19日、「府中町教育委員会の後援に関する事務取扱要綱の制定について」、府中町教育委員会の後援に関する事務取扱要綱を次のように定めることについて、教育委員会の審議に付する。詳細な説明は、教育総務課長が行います。

## 教育総務課長

教育総務課長です。

第18号議案に関し、説明します。

まず、制定に至る経緯です。これまで教育委員会が事業の共催及び後援の適否を決定する際は、現行の「府中町教育委員会の共催及び後援に関する基準等について」という教育長訓令を判断基準としてきましたが、この訓令は、30年以上前に定められたため、現在の広域行政にそぐわない「府中町内に事務所を置く団体」という原則規定があることから、その都度特例適用に係る適否の検討を行う必要があるなど、事務の支障となっています。また、共催及び後援の適否の判断は、教育委員会から教育長へ対する委任事項ではないにも関わらず、現行の基準は「教育長訓令」として定められており、不適切な規程となっています。よって、現行の基準は廃止するとともに、他自治体の教育委員会の規定等を参考に、「教育委員会訓令」として新たに規程を整備することとします。

続いて見直し点です。新たな規程の整備にあたり、現行の基準から特に5点見直しました。1点目、現行の基準は「共催及び後援に関する基準」ですが、「共催」は教育委員会が企画・運営等に参画する事業であることから、申請を受けて適否を決定する事務に馴染まないため、対象は「後援」のみとし、名義の使用に限る規定としました。2点目、団体の住所要件を設けないこととしました。3点目、申請期限を事業実施日の60日前から30日前へ緩和しました。4点目、事業の変更・中止に係る承認団体の届出について規定しました。5点目、承認取消に際し、教育委員会が賠償等の責任を負わない旨を規定しました。要綱案はお手元の資料のとおりです。施行期日は令和7年4月1日。ただし、施行の際、現に承認を受けている共催、後援の取扱いについては、なお従前の例によるとする経過措置を設けています。説明は以上です。

## 教育長

何かご質問等ございますか。

(なし)

## 教育長

ないようございます。よって日程第10、第18号議案について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

## 教育長

ご異議ないようございますので、そのように決めます。

## 教育長

では次に参ります。日程第11、第19号議案「教育長専決事項に関する規程の一部改正について」を議題といたします。説明をお願いします。

## 教育部長

教育部長です。第19号議案、令和7年3月19日、「教育長専決事項に関する規程の一部改正について」、教育長専決事項に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定めることについて、教育委員会の審議に付する。詳細な説明は、教育総務課長が行います。

## 教育総務課長

教育総務課長です。

第19号議案に関し、説明します。

新旧対照表をご覧ください。現行の第1条第4号「重要な表彰並びに儀式、行事の主催及び共催の計画に関する事。」は、教育長が専決できない規定ですが、内容が曖昧であるとともに現在事務上活用していない規定であることから、第18号議案で承認いただいた共催、後援等に係る事務の見直しとあわせ、この規定を削ることとし、併せて字句の整理を行うものです。施行期日は令和7年4月1日です。説明は以上です。

教育長

何かご質問等ございますか。

(なし)

教育長

ないようでございます。よって日程第11、第19号議案について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、そのように決めます。

教育長

では次に参ります。日程第12、第20号議案「府中町立小中学校職員服務規程及び職員の出勤簿の処理規程の一部を改正する訓令の一部改正について」を議題といたします。説明をお願いします。

教育部長

教育部長です。第20号議案、令和7年3月19日、「府中町立小中学校職員服務規程及び職員の出勤簿の処理規程の一部を改正する訓令の一部改正について」、府中町立小中学校職員服務規程及び職員の出勤簿の処理規程の一部を改正する訓令の一部を改正する訓令を次のように定めることについて、教育委員会の審議に付する。詳細な説明は、教育総務課長が行います。

教育総務課長

教育総務課長です。

第20号議案に関し、説明します。

新旧対照表をご覧ください。附則第2項です。地方公務員法の一部を改正する法律附則第9条第2項に規定する「暫定再任用職員」の定義について、同項の削除により同条第6項に規定されることとなり、項ずれが生じるため、引用規定の改正を行うものです。施行期日は令和7年4月1日です。説明は以上です。

教育長

何かご質問等ございますか。

(なし)

教育長

ないようでございます。よって日程第12、第20号議案について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、そのように決めます。

教育長

では次に参ります。日程第13、第21号議案「合同訓令の一部改正について」を議題といたします。説明をお願いします。

教育部長

教育部長です。第21号議案、令和7年3月19日、「合同訓令の一部改正について」、府中町職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令を次のように定めることについて、教育委員会の審議に付する。詳細な説明は、教育総務課長が行います。

教育総務課長

教育総務課長です。

第21号議案について説明します。

1枚めくっていただいて、町長からの協議文の写しを添付しています。本件は、平成28年に合同訓令として定めた訓令の一部改正について、令和7年3月10日付けで町長から協議があったものです。一部改正する訓令は、「府中町職員人事評価実施規程」です。新旧対照表をご覧ください。第20号議案と同じく、地方公務員法の一部を改正する法律附則第9条第2項に規定する「暫定再任用職員」の定義について、項ずれが生じるため、引用規定の改正を行うものです。施行期日は令和7年4月1日です。説明は以上です。

教育長

何かご質問等ございますか。

(なし)

教育長

ないようでございます。よって日程第13、第21号議案について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、そのように決し、同意する旨町長に回答いたします。

教育長

では次に参ります。日程第14、第22号議案「合同訓令の一部改正について」を議題といたします。説明をお願いします。

教育部長

教育部長です。第22号議案、令和7年3月19日、「合同訓令の一部改正について」、府中町職員名札の着用に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定めることについて、教育委員会の審議に付する。詳細な説明は、教育総務課長が行います。

教育総務課長

教育総務課長です。

第22号議案について説明します。

1枚めくっていただいて、町長からの協議文の写しを添付しています。本件は、昭和59年に合同訓令として定めた訓令の一部改正について、令和7年3月10日付けで町長から協議があったものです。一部改正する訓令は、「府中町職員名札の着用に関する規程」です。改正理由は、カスタマーハラスメント対策及びジェンダー平等性の推進として、町職員が着用する名札標記の見直しを行うため、規程の一部を改正するものです。次のページ、別表の名札の様式をご覧ください。顔写真の掲載を廃止し、氏名の表記を氏のみとする改正です。施行期日は令和7年4月1日です。説明は以上です。

教育長

何かご質問等ございますか。

(なし)

教育長

ないようでございます。よって日程第14、第22号議案について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、そのように決し、同意する旨町長に回答いたします。

教育長

では次に参ります。日程第15、第23号議案「教育委員会の職員の人事に関する事について」を議題といたしますが、その前にお諮りします。日程第15については、職員の人事に関する案件であるため、非公開が適当と考えます。非公開とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、日程第15については非公開とします。なお、資料は後ほど回収させていただきます。では、関係者以外の退席を求めます。

(関係者以外退席)

(非公開)

(退席者着席)

教育長

以上で、本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、これをもって本日の会議を閉会いたします。

(閉会 午後2時43分)

